

施設園芸省エネ転換推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、燃料費高騰の影響を受けにくい省エネルギー型施設園芸への転換促進及びヒートポンプなどの省エネ機器や資材導入を推進するため、施設園芸農業者が行う、省エネルギー設備等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき、施設園芸省エネ転換推進事業実施要領（令和4年10月28日付け生振第909号。以下「実施要領」という。）に定める実施主体に対し補助金を交付する。

(補助金の対象)

第2条 前条に規定する補助金の対象となる事業及び実施主体は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う実施主体（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(経費及び補助率)

第3条 前条第1項に規定する事業を実施するため必要な経費のうち補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

2 本事業においては、消費税及び地方消費税相当額は補助対象としない。

(流用の禁止)

第4条 別表の経費欄に掲げる1と2に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定による補助金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに交付申請書（様式第1号）及びその他知事が必要と定めるものを知事に提出

しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 事業の着手は、補助金の決定を受けてから行うこと。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあつては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うこと。

また、交付決定前に事業の着手を行う場合にあつては、知事の適正な指導を受けた上で、交付決定前着手届（様式第2号）により、知事に提出すること。

- 五 その他知事が必要と認める事項。

(承認の手続)

第7条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定により事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、補助金の決定に係る年度の1月15日現在で作成した遂行状況報告書（様式第4号）を、当該年度の1月31日までに知事に提出しなければならない。

ただし、第11条の規定により概算払請求書を提出した場合又は第9条の規定により実績報告書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に定める時期のほか、前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図る上で知事が必要と認める場合は、別途提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の3月10日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、交付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定による対象となる事業は別表の事業とし、第2項の規定による概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第12条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、それぞれ1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、事業を行うにあたって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第5条の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、交付決定をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
 - 一 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - 二 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
 - 5 第3項の承認にあたっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を県に納付することを条件とすることがある。

(補助金の経理)

- 第13条 実施主体は、事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（様式第8号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(書類の提出)

- 第14条 規則又は本要綱の規定により知事に提出する書類は正副2部とし、所管の農業事務所を経由するものとする。

(暴力団密接関係者)

- 第15条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する実施主体（補助を受けようとする事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(財産の管理)

- 第16条 実施主体は、補助対象経費（事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その

収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(事業遅延の届出)

第 17 条 実施主体は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延届出書（様式第 9 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

附 則

本要綱は、令和 4 年 10 月 28 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

本要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条、第3条、第4条、第6条、第11条関係）

事業	実施主体	経費	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
施設園芸省エネ転換推進事業	1 認定農業者 2 認定新規就農者	施設園芸農業者が行う、省エネルギー設備等の導入に要する経費 1 新たなヒートポンプの導入に要する経費 2 施設の保温性向上に要する機器類、被覆資材の経費	1/2 以内	1 経費ごと相互間における経費の増減	1 事業の中止又は廃止 2 実施主体の変更 3 事業実施地区の変更 4 事業種目の新設又は廃止 5 補助事業費の30%を超える増減又は補助金の増

様式第1号（第5条関係）

○年度施設園芸省エネ転換推進事業補助金
交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

氏 名※

※法人の場合は、法人名・代表者氏名

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

事業種目	構造・規格 ・能力等	事業量	補助事業に 要する (した)経費 (A+B) 円	負担区分		備考 (設置場所等)
				県費 (A) 円	その他 (B) 円	
小計 (消費税抜き)						
消費税						
合 計						

(注) 事業種目は、施設園芸省エネ転換推進事業実施要領別表1に定める経費を記載すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する(した) 経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	円	円	円	
小計(消費税抜き)				
消費税				
合 計				

(注)「区分」の欄には、施設園芸省エネ転換推進事業実施要領別表1に定める補助対象とする経費の内容を記載すること。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

4 事業の完了予定(事業の完了)年月日 ○年○月○日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 県補助金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付資料

(1) 交付申請時

- ①実施地区及び施設等の設置場所を示す位置図（計画申請時から変更ない場合は不要）
- ②実施設計書
- ③事業量、事業費、規模決定根拠資料等（見積書（1者以上）、カタログ、図面、規模決定根拠、理由書等）（計画申請時から変更ない場合は不要）
- ④現況設備（事業実施前）の写真
- ⑤実施主体の定款（法人の場合）
（計画申請時から変更ない場合は不要）
- ⑥その他事業の内容に応じて必要な事項

(2) 実績報告時

- ①実施地区及び施設等の設置場所を示す位置図
（計画申請時または（1）から変更ない場合は不要）
- ②出来高設計書
- ③事業量、事業費、規模決定根拠資料等（見積書（3者以上）、カタログ、図面、規模決定根拠、理由書等）（3者以上の見積書以外は計画申請時または（1）から変更ない場合は不要）
- ④工事請負契約書、又は工事注文書及び注文請書の写し
- ⑤工事等の経過を示す写真、事業実施後の写真
- ⑥財産管理台帳
- ⑦支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し
- ⑧その他事業の内容に応じて必要な事項

様式第2号（第6条関係）

○年度施設園芸省エネ転換推進事業補助金
交付決定前着手届

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

氏 名※

※法人の場合は、法人名・代表者氏名

このことについて、下記2点の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業種目	事業費(円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
小計(消費税抜き)				
消費税				
合 計				

様式第3号（第7条関係）

○年度施設園芸省エネ転換推進事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

氏 名※

※法人の場合は、法人名・代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○（注1）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定に基づき申請する。

記

- 1 ○○（注1）の理由
- 2 変更計画の内容（注2）
- 3 その他必要事項

(注) 1 ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

2 変更の場合は、様式第1号の記1～5に準じて、変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段に、変更後をその下段に二段書きとして、内容が対比できるように作成する。

6 添付資料については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる）。

様式第4号（第8条関係）

○年度施設園芸省エネ転換推進事業補助金
遂行状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

氏 名※

※法人の場合は、法人名・代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定に基づき、以下のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		○年1月15日 までに完了したもの		○年1月16日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
○○○	円	円	%	円		
小計(消費税抜き)						
消費税						
合 計						

- (注) 1 「区分」の欄には、施設園芸省エネ転換推進事業実施要領別表1に定める補助対象とする経費の内容を記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第 5 号（第 9 条関係）

○年度施設園芸省エネ転換推進事業補助金
実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

氏 名※

※法人の場合は、法人名・代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり交付決定通知の内容に従い実施したので、千葉県補助金等交付規則第 12 条の規定により、その実績を報告する。

記

[以下、様式第 1 号に準ずる]

(注) 交付申請と実績報告で変更がある場合、双方を容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、交付申請時を括弧書きで上段に記載すること。

様式第6号（第10条関係）

○年度施設園芸省エネ転換推進事業補助金
交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

氏 名※

Ⓜ

※法人の場合は、法人名・代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって額の確定通知のあった補助金について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

区 分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C) = (A) - (B)	備 考
	円	円	円	
合 計				

(注)「区分」の欄には、施設園芸省エネ転換推進事業実施要領別表1に定める補助対象とする経費の内容を記載すること。

補助金振込先

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

※補助金振込先の通帳の写しを添付してください。

注意事項

※本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。

※本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

様式第7号（第11条関係）

○年度施設園芸省エネ転換推進事業補助金
概算払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

氏 名※

印

※法人の場合は、法人名・代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定通知のあった事業について、千葉県補助金等交付規則第16第2項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記のとおり金○○○円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、○年1月15日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	補助事業に要する経費	県補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況	今回請求額 (C)		残高 (A)-(B)+(C)		事業完了予定年月日	備 考
			金額	出来高		金額	1月15日現在の出来高	金額	1月15日までの出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
小計 (消費税抜き)											
消費税											
合 計											

(注) 1 下線部は、第8条第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

2 「区分」の欄には、施設園芸省エネ転換推進事業実施要領別表1に定める補助対象とする経費の内容を記載すること。

3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

補助金振込先

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

※補助金振込先の通帳の写しを添付してください。

注意事項

※本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。

※本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

様式第9号（第17条関係）

○年度施設園芸省エネ転換推進事業補助金
遅延届出書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

氏 名※

※法人の場合は、法人名・代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業の遅延について、施設園芸省エネ転換推進事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき以下のとおり報告します。

記

1. 事業担当者名 [代表] (所属部局・職名)
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

財 産 管 理 台 帳

実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			年度		補助事業名 施設園芸省エネ転換推進事業					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総 事業費	負担区分								
							円		国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他	円	円	円	円	
									—	—							
	計								—	—							
									—	—							
									—	—							
	計								—	—							
	合計								—	—							

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。